

令和2年（2020年）5月27日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

緊急事態宣言解除後の本市保育所等の対応について

日頃より皆様方には、外出自粛のご協力をはじめ、登園自粛の要請期間中は大変なご負担のもと、ご家庭での保育にご協力いただき、本日まで保育所等での感染リスクを最小限に抑えることができましたことに心より感謝申し上げます。

このたび、令和2年（2020年）5月25日付けで国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、本市の対応を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。保護者の皆様には、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 保育の提供について

令和2年（2020年）5月31日（日）をもって登園自粛要請期間を終了し、令和2年（2020年）6月1日（月）からは、通常の保育を再開することといたします。

なお、登園自粛の要請は行いませんが、保育所等は、施設の特性上「3つの密（密閉・密集・密接）」の条件を満たしてしまう可能性も高いことから、次の内容について、従来どおりの取扱いではありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・交代勤務等により保護者の仕事が休みの日は、可能な限りご家庭でお過ごしください。
- ・求職活動要件の方で求職活動をしない日は、可能な限りご家庭でお過ごしください。
- ・育児休業中の方は、必要な時間のみのお預かりとなるようご協力ください。
- ・早めのお迎えなど、保育所等での預かり時間が必要最小限となるようご協力ください。

2. 保育料の減免について（0～2歳児クラス）

令和2年（2020年）6月1日（月）以降については、通常保育となりますので、登園日数に応じた日割計算による減免は行いません。原則として平常どおり月額保育料が発生します。

3. 登園にあたっての留意点

保育所等においては、換気や消毒の徹底、保育室の使い方や遊び方の工夫など、これまで以上に感染防止に注意して保育を行います。しかし、保育所等は、乳幼児の集団生活の場であり、子ども同士や子どもと保育士の接触なしに保育を行うことは非常に困難であるため、常に感染のリスクが伴うことを十分にご理解いただいた上での利用をお願いします。また、保育内容や行事などが通常と異なる対応となることについて、あらかじめご承知おき願います。

4. 感染拡大防止のためのお願い

毎朝、必ずご家庭にて園児及び保護者の体温を測定し、発熱やせきなどの風邪症状がある場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで登園を控えてください。保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例（別紙）が厚生労働省から示されました。保護者の皆様におかれましては、日々の暮らしの中で「新しい生活様式」の実践にご協力をお願いします。

5. その他

登園自粛要請期間は、令和2年（2020年）5月31日（日）をもって終了いたしますが、市内の保育園において園児や保育士等が感染した場合や、地域で感染が著しく拡大した場合などは、当該施設の臨時休園や再度の登園自粛要請を行うことがあります。

大切な子どもたちとご家族、保育士等のいのちと健康を守り、一日も早く平穏な日常生活を送ることができるよう、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組んでまいりますので、保護者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、あらためてご理解とご協力をお願いいたします。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

保護者各位（世帯配付）

令和2年5月27日
社会福祉法人 菊清会
理事長 伊藤 直樹

保育園での新しい保育様式について

例年ならば、親子遠足（プレイデイ）など初夏の季節を楽しむことや保護者会を通してお話をさせていただいている時期ですが、新型コロナウイルス感染症のために2か月近く登園自粛にご協力いただき一切の行事を見送る事態となりました。この間の皆様のご協力に感謝申し上げます。

さて、厚労省では新型コロナウイルス感染症の第二・三波を予想し、感染拡大を防ぐために「新しい生活様式」を発表しました。基本的な行動様式の変容が求められています。しかし、「新しい生活様式」を求められても保育園での普段の生活は密閉・密集・密接の3密を避けることができません。

例えば、保育室は密閉することはありませんが、これからの季節、冷房を使い、窓を閉めて室温を下げ熱中症を防ぎます。冬季も換気はしますが、寒さを防ぐために暖房を使い保育室を温め、体調を維持します。

子どもたちの遊びの多くの時間は人と関わるものです。年齢が上がるほど関わる人数は多くなります。密集は子どもたちの発達過程に重要な要素でもあるので取り除くわけにはいきません。その上、保育室最低基準による面積は幼児の場合、一人当たり1.92㎡です。この中には遊具や机椅子を置く面積も含まれます。保育士の配置は3歳児15人、4・5歳児30人に一人という配置なので一人ひとりを大きく離し少人数で保育することもできません。

乳児保育では、抱っこをはじめとして、保育者と子どもの距離は家庭と同じ距離間です。乳児に授乳する時どんなに顔を離しても50cmの距離で話しかけることとなります。このように幼児クラスでも乳児クラスでも、保育者も子どもも一定の距離を保つことはできるかもしれませんがソーシャルディスタンスという2mを確保して保育はできません。

また、送迎時間は保護者・職員・子どもが一気に密集する時間帯ですが、保育園の登降園時間を予約制や外で待機するといった方法も難しい現実があります。保育園では3密を解決する方法は無いと言っても過言ではないと申し上げるほかありません。

保育園での「新しい生活」については、今後感染症に対しての検証やワクチン開発などにより順次お伝えすることが変わっていくかと思いますが、基本はインフルエンザ予防同様の対策を園では行っていくことになります。

そういった中で、新たな生活様式を取り入れるために私たち、保育者と保護者が子どもたちにできることはどのようなことでしょうか。「新しい生活様式」に照らし合わせてみました。

*一人ひとりの基本的な感染対策として（抜粋）

- ・身体的距離を保つ⇒保育中は、子どもも保育者もソーシャルディスタンス（最低1m）を保つことはできません。ご理解をお願いいたします。
- ・マスクを着用する⇒乳幼児はマスク着用を徹底できません。また、保育者も保育に影響する場合はマスクを外します。ご理解をお願いします。

*日常生活を営む上での基本的な生活様式として

- ・こまめに手洗い、手指消毒をする⇒入室の前に大人も子どもも必ず行う。手洗いは石鹸を使うように声掛けをする。
- ・咳エチケットの徹底⇒手で覆うことなくハンカチや袖を使って飛沫の拡散を防ぐことを守る。
- ・3密の回避⇒送迎時間、混雑を避けることなど工夫する。受け入れや引き渡しの方法を工夫していきます。
- ・朝の検温、体調のチェックを必ず行う⇒発熱、風邪の症状がある場合は登園を控える。解熱後24時間経過後、平常体温で登園できることを目安にしてください。

《行事》

保育の結果を保護者に見ていただくという行事は、子ども一人ひとりの成長を保護者の方とともに喜び合うものに変化し、現在、園では、子どもも参画し行事を作り上げていくというものになってきています。この基本的な考え方は変わっていかないと考えますが、大集団で行うものから、より一人ひとりの子どもの姿が表わせる方向にシフトすること。いずれはそうなると思っていましたが、感染症対策となるばかりでなく、子どもの主体性・自発性を引き出すことができる行事になっていきます。

《保育》

小学校では、感染を防ぐためにプールを使った授業が中止になりました。しかし、水を使った授業が感染源になるのではなく、その前の更衣室での着替えの時に密集することが原因で、授業そのものを中止にしています。保育園でも早々とプール遊びだけでなく水遊びを中止したところもありますが、日常の保育は、この密集を防げない状況とすると、かえって屋外で過ごすこと。“汗疹”や“とびひ”を防ぐために冷房の入った部屋で汗をかかずにいるより、新陳代謝機能を助長することなど成長のために、良いのではないかと考えます。しかし、現時点では新型コロナウイルスの潜伏期間が2週間あるいは1週間。発熱4日以上で受診、風邪症状でも疑われる場合は検査をする。乳幼児は感染しても軽症といわれていましたが、死亡例が発表されたり、川崎病のような症例が発表されたりというような変化が報告されています。新型コロナウイルスの本当の姿が分かるまでは慎重にならざるをえませんが、目に見えるような保育の変化はないとお考え下さい。同様に、園外保育や誕生会、季節や習慣化された行事、保護者会や保育参加・参観は3密のリスクを抑えて対応して行きます。

園としては、このように保育を展開していくことになりましたが、行事や保育によっては保護者の方に参加するかどうか選択していただけるよう工夫してまいります。

最後になりますが、この2か月間ご家庭で子どもと過ごされたことが、ご家庭でも保育園でも、もちろん子どもにもプラスになるよう自粛明けの保育に向けて準備しています。そうはいっても長い間、登園できなかった子どもたちは以前の生活に戻るには時間がかかります。再開まであと数日ですが、ご家庭でも登園の準備として起床や食事といった生活習慣を緊急事態宣言以前に戻して生活していただくようお願いいたします。